

在外教育施設における教育の振興に関する施策を 総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

※在外教育施設における教育の振興に関する法律に基づき、文部科学大臣・外務大臣が策定

在外教育施設における教育の振興の基本的な方向

- 1 在留邦人の子の**学びの保障**
- 2 **国内同等**の学びの環境整備
- 3 在外教育施設ならではの教育の充実

在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項

1 在外教育施設の**教職員の確保**

- ・日本人学校における義務標準法に準じた教員配置の計画的実現
- ・給与相当額を派遣元に支給する委託費の計画的な支給率の改善
- ・英語力強化優先推薦枠等の「優先推薦枠」の拡充と周知の強化
- ・在外教育施設で働く意義や経験者の活用事例等の広報・周知
- ・在外教育施設における多様な人材の活用促進

2 在外教育施設の**教職員に対する研修の充実等**

- ・派遣教師や現地採用教師の事前研修・オンライン研修の充実
- ・教員養成大学・教職大学院等と在外教育施設との連携促進
- ・所属元と派遣教師による明確な派遣目標の設定促進等
- ・在外教育施設における教育経験の国内学校への還元促進
- ・学校や教育委員会等に対する派遣教師の戦略的配置の促進

3 在外教育施設における**教育の内容及び方法の充実強化**

- ・在外教育施設同士をつなぐオンラインによるネットワーク構築の推進
- ・日本人学校におけるGIGAスクール構想の実現
- ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた、先導的な特色ある研究開発の支援
- ・在外教育施設ならではの特色ある教育を推進するための柔軟な教育課程編制や柔軟な人事配置の更なる推進
- ・現地採用教師の強みや現地社会との交流機会等を活用した海外ならではの教育の推進、支援の継続
- ・幼児教育、高等学校教育、特別支援教育の支援方策の検討
- ・多様な主体との連携推進を通じた、いじめ、不登校、虐待への対応の充実

4 在外教育施設の**適正かつ健全な運営の確保**

- ・日本人学校における中長期的な教育・運営に関する目標・計画(3～5年)の策定・公表の促進
- ・「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に関する指導・支援体制強化
- ・校舎借料の一部、現地採用教師・講師の給与の一部支援

5 在外教育施設の**安全対策等**

- ・在外公館から在外教育施設関係者を含む在留邦人への安全情報の提供
- ・警備員雇用・警備機器維持管理経費の一部支援
- ・外部専門業者による施設の安全対策評価

6 在外教育施設を拠点とする**国際的な交流の促進等**

- ・海外の学校との交流等を通じて日本型教育や日本文化を積極的に発信
- ・現地社会との交流機会等を活用し、所在国の国情や言語等を含めた国際理解教育の推進
- ・国内外のリソースの活用による外国籍・国際結婚家庭などの日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実

7 **調査研究の実施等**

- ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた先導的な特色ある研究開発の支援

8 その他

- ・帰国後に日本語能力に課題を抱える児童生徒に対して日本語指導を充実させるための取組の一層の充実
- ・多文化・多言語環境での指導経験の活用促進

その他在外教育施設における教育の振興に関する重要事項

- ・文部科学省と外務省の連携強化、関係機関等との連携・協働の推進
- ・基本方針の見直し(おおむね5年ごとに検討)